

魚津市告示第34号

魚津観光まちづくり株式会社設立準備室設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日

魚津市長 村椿 晃

魚津観光まちづくり株式会社設立準備室設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市行政組織規則（令和 3 年魚津市規則第11号）第 5 条の規定に基づき、魚津観光まちづくり株式会社設立準備室の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 魚津観光まちづくり株式会社の設立に係る準備を円滑に進めるため、商工観光課に魚津観光まちづくり株式会社設立準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

(分掌事務)

第 3 条 準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 魚津観光まちづくり株式会社の設立に必要な体制整備や会社運営の準備に関すること。
- (2) 魚津観光まちづくり株式会社設立発起人会及び魚津観光まちづくり株式会社設立準備委員会に関すること。
- (3) 魚津観光まちづくり株式会社に関する部局間等の連携及び円滑な事務の進行のための調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、魚津観光まちづくり株式会社設立の準備について必要な事項に関すること。

(職及びその職務)

第 4 条 準備室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
室 長	準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画統括監	準備室の特に指示された事務を掌理する。併せて室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
係 長	係の事務を統括し、係員を指揮監督する。

職 員	担任事務を掌理する。
-----	------------

（事務処理の原則）

第 5 条 準備室の事務処理については、この要綱に定めるもののほか、魚津市事務決裁規程（平成12年魚津市訓令第 2 号）、魚津市文書取扱規程（平成12年魚津市訓令第 3 号）、魚津市予算の編成及び執行に関する規則（平成29年魚津市規則第 2 号）、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第 3 号）、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第 4 号）及び魚津市公印規則（昭和32年魚津市規則第 1 号）の規定を準用する。

（文書の記号）

第 6 条 準備室の文書の記号は、「商」とする。

（細則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、準備室に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 7 年 6 月 30 日限り、その効力を失う。